

# 令和5年度採用 山梨県公立学校教員選考検査

## 特別支援学校（専門）問題

「始め」という合図があるまで、このページ以外のところを見てはいけません。

### 注 意

- 1 この問題は4問4ページで、時間は25分です。
- 2 解答用紙は、別紙で配付します。「始め」の合図で始めてください。
- 3 解答は、それぞれの問題の指示に従って解答用紙に記入してください。
- 4 「やめ」の合図があったら、すぐやめて係の指示に従ってください。
- 5 解答用紙を持ち出してはいけません。

## 特別支援学校 専門

1 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成 29 年 4 月告示）及び特別支援学校高等部学習指導要領（平成 31 年 2 月告示）について、次の（1）、（2）の問いに答えよ。ただし、〔 〕は特別支援学校高等部学習指導要領によるものである。

（1） 次の文は、第 1 章総則において示されている「指導計画の作成等に当たっての配慮事項」の一部を抜粋したものである。（ A ）～（ E ）に当てはまる語句を記せ。

児童又は生徒〔生徒〕が、基礎的・基本的な（ A ）の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、それぞれの児童又は生徒〔生徒〕に作成した個別の指導計画や学校の実態に応じて、指導方法や指導体制の工夫改善に努めること。その際、児童又は生徒〔生徒〕の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の（ B ）等を考慮して、（ C ）を重視するとともに、グループ別指導〔グループ別学習〕、繰り返し指導〔繰り返し学習〕、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童又は生徒〔生徒〕の興味・関心等に応じた（ D ）、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、（ E ）の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。

（2） 特別支援学校の教育課程の編成について示されている内容として、次の①～⑤の各文が、正しければ○、誤りであれば×を記せ。

- ① 特別支援学校における自立活動の時間は、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、取り扱わないことができる。
- ② 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部において、外国語活動については、児童や学校の実態を考慮し、全ての児童に履修させるものとする。
- ③ 10 分から 15 分程度の短い時間を活用して特定の教科等の指導を行う場合において、教師が単元や題材のまとまりを見通した中で、指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を授業時数に含めることができる。
- ④ 特別支援学校の小学部又は中学部の各学年における各教科等の総授業時数は、小学校又は中学校の各学年における総授業時数に準ずるものとする。
- ⑤ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部において、各教科等の総授業時数は、各学年とも 1,015 単位時間（1 単位時間は、50 分として計算するものとする）を標準とする。

- 2 次の資料は、『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）【概要】』（令和3年1月中央教育審議会）の一部を抜粋したものである。次の（1）～（3）の問いに答えよ。

#### 4. 新時代の特別支援教育の在り方について

##### ◎ 基本的な考え方

- 特別支援教育への理解・認識の高まり，制度改正，通級による指導を受ける児童生徒の（ A ）等，インクルーシブ教育の理念を踏まえた特別支援教育をめぐる状況は変化
- 通常の学級，通級による指導，，特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に推進  
(中略)

##### ◎ 関係機関との連携強化による切れ目ない支援の充実

- 関係機関等と家庭の連携，保護者も含めた情報共有，保護者支援のための連携体制の整備，障害の有無に関わらず全ての保護者に対する支援情報や相談窓口等の情報共有
- 地域の就労関係機関との連携等による早期からの（ B ）の充実
- 特別支援教育を受けてきた子供の指導や合理的配慮の状況等の学校間での（ C ）に当たり，統合型校務支援システムの活用などの環境整備を実施
- 個別の教育支援計画（教育）・利用計画（福祉サービス）・個別支援計画（事業所）・移行支援計画（労働）の一体的な情報提供・共有の仕組みの検討に向け，移行支援や就労支援における特別支援学校と関係機関との役割や連携の在り方などの検討
- 学校における医療的ケアの実施体制の構築，医療的ケアを担うの人材確保や配置等の環境整備
- 学校に置かれるの法令上の位置付け検討，中学校区における医療的ケア拠点校の設置検討

- (1) （ A ）～（ C ）に当てはまる語句を次のア～キからそれぞれ一つ選び、記号で記せ。

ア. 教育課程	イ. 増加	ウ. 転学	エ. 共同学習
オ. キャリア教育	カ. 引き継ぎ	キ. 療育相談	

- (2) ， に当てはまる語句を記せ。

(3) 資料中の「医療的ケア」について、令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行された。この法律の内容として、正しいものを全て選び、記号で記せ。

- ① 医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児が18歳に達し、又は高等学校等を卒業した後も適切な保健医療サービス及び福祉サービスを受けながら日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることにも配慮して行われなければならない。
- ② 医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を学校のみで支えることを旨として行われなければならない。
- ③ 医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。
- ④ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を講ずるに当たっては、医療関係者の意思を最大限に尊重しなければならない。
- ⑤ 国及び地方公共団体は、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に必要な相談体制の整備を行うものとする。

**3** 次の(1)～(5)の各文について、最も関連のあるものを下のア～コからそれぞれ一つ選び、記号で記せ。

- (1) オージオメータを用いて、定められた方法により最小可聴値を測定する検査法
- (2) 頸部と上肢に不随意運動がよく見られ、下肢にも現れる脳性まひの病型
- (3) 「近江学園」の設立に力を注ぎ、園長となる。我が国の障害者福祉の発展に寄与し、『この子らを世の光に』を著した人物
- (4) ジャックボール（目標球）と呼ばれる白いボールに、赤や青のボールを投げたり、転がしたりして、どれだけ近づけられるかを競う競技
- (5) 世界保健機関が作成する国際的に統一した基準で定められた死因及び疾病の分類

ア. ゴールボール	イ. デュシェンヌ	ウ. 糸賀一雄	エ. 純音聴力検査
オ. ICD	カ. ボッチャ	キ. アテトーゼ	ク. 近藤益雄
ケ. 語音聴力検査	コ. DSM		

- 4 次の文章は、特別支援学校学習指導要領解説各教科等編（小学部・中学部）（平成 30 年 3 月）及び特別支援学校学習指導要領解説総則等編（高等部）（平成 31 年 2 月）に示されている「第 8 章特別活動」の一部を抜粋したものである。ただし、[ ] は特別支援学校学習指導要領解説総則等編（高等部）によるものである。次の（１），（２）の問いに答えよ。

〔高等部における〕特別活動の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、各特別支援学校を通じて、小学校又は中学校〔高等学校〕に準ずることとしている。ここでいう「準ずる」とは、原則として [ ] ということの意味している。しかしながら、指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校又は中学校の学習指導要領〔高等学校〕に準ずるのみならず、次のような特別支援学校独自の項目が三つ示されており、これらの事項に十分配慮する必要がある。

- （１） [ ] に当てはまる語句を記せ。
- （２） 下線部にある、特別支援学校独自に示されている三つの項目について、それぞれの配慮事項を説明せよ。

特支・専門1

※印のところは記入しない

受検番号	
------	--

氏名	
----	--

※

--

----- 切り取らないこと -----

令和5年度採用 山梨県公立学校教員選考検査

※

--

**解答例・配点**

特別支援学校 専門 解答例

1 (1)

【配点】4点×5問=20点

A	知識及び技能	B	進度	C	個別指導
D	課題学習	E	教師間		

(2)

【配点】2点×5問=10点

①	×	②	×	③	○	④	○	⑤	×
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

2 (1)

【配点】4点×3問=12点

A	イ	B	オ	C	カ
---	---	---	---	---	---

(2)

【配点】5点×2問=10点

①	特別支援学級	②	看護師
---	--------	---	-----

(3)

【配点】8点 完全解答

①	③	⑤
---	---	---

裏面に続く

3

【配点】 2点×5問=10点

(1)	エ	(2)	キ	(3)	ウ	(4)	カ	(5)	オ
-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---

4

(1)

【配点】 3点

同一
----

(2)

【配点】 9点×3問=27点

配 慮 事 項
<p>集団の構成に当たって配慮が必要となる。特別活動の実施に当たっては、多様な他者と協働すること、他の学級や学年と合併することなどによって、少人数からくる制約を解消するよう努めることが重要になる。</p>
<p>「交流及び共同学習」や「活動を共に」する際の配慮である。交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設けることが必要である。実施に当たっては、活動の種類や時期、実施方法を適切に定めることが必要である。</p>
<p>知的障害である児童生徒に対する指導についての配慮である。個々の児童生徒の知的障害の状態や経験等を考慮することが重要である。生活年齢や個々の学習状況を踏まえた指導内容の設定に考慮することが重要である。特に、児童生徒の理解に基づく、生活に結び付いた内容を、実際の場面で具体的な活動を通して指導することが必要である。</p>